

令和 7 年第13回奥州市農業委員会総会

議 事 錄

(令和 7 年12月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和7年第12回奥州市農業委員会総会議事録

令和7年12月25日(木) 午前9時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 奥州市農業委員会事務局規程の一部改正について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫 (欠席)
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏 (欠席)	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	千田 裕海絵
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	照井 早織
主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和 7 年第 13 回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、3 番、浅野輝夫委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、菅原庄郎推進委員、佐藤たき子推進委員に出席を求めております。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第 1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定されました。

議長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、15 番、高橋浩幸委員、16 番、紺野弘行委員の 2 人を指名いたします。

議長 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。
1 ページをご覧ください。
令和 7 年 11 月 17 日から 12 月 16 日までの主な内容について、ご報告申し上げます。

11 月 25 日、第 12 回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件 7 件について審議がされております。

同日、第 3 回奥州市農業委員会広報編集委員会が開催され、広報第 40 号の編集について協議がされております。

11 月 27 日、令和 7 年度全国農業委員会会長代表者集会が東京都文京区で開催

され、星職務代理者が出席しております。

11月29日、奥州市市制施行20周年記念式典及び祝賀会が開催され、伊藤会長が主催者側の立場で出席しております。

11月28日から12月16日までを会期として、令和7年第4回奥州市議会定例会が招集され、伊藤会長が出席しております。このうち一般質問において、門脇芳裕議員から、農地中間管理事業と農地法第3条の規定に基づく利用権設定の割合に関する質問があり、伊藤会長が答弁をしております。

以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得41件と、他共有者の持分放棄による所有権の持分取得1件の、合計42件となります。

委員会へのあっせん希望は番号3、番号21、番号33の3件です。

番号3について黒石地区担当の委員に、番号21について玉里地区担当の委員に、番号33について古城地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号1、番号13、番号17、番号23、番号24、番号30、番号36の7件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議

題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 11 ページをご覧ください。今月の報告件数は 29 件です。

解約の理由は、労力不足による解約 11 件、売り渡すための解約 4 件、貸し換
えのための解約 4 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のと
おりです。以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号
4 番松戸正雄委員が番号 28 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律
第 31 条の規定により、番号 28 を除き質問に入ります。質問がありましたら、ご
発言願います。

(「議長」の声あり) 22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。11 ページの 3 について、耕作不便のため、解約されたとの
ことですが、今後どうするのでしょうか。農業委員会のフォローなどはあるので
しょうか。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 家子委員の質問にお答えします。耕作不便の土地ですが、解約は基本的に契約
者双方が納得してするものです。最低限、遊休農地にならないようにお声がけは
しています。今後、相談があったときには、事務局内にいる岩手県農業会議のコ
ーディネーターとも連携して対応いたします。

22 番委員 ありがとうございました。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号については、番号 28 を除き、終結いたします。

議 長 次に、番号 28 に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関
する法律第 31 条の規定により、4 番委員の退席をお願いします。

(9 時 47 分退席)

議 長 番号 28 について質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号の番号 28 については終結いたします。

4 番委員の退席を解除します。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事

主事 議案書17ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転30件、賃貸借権の設定が22件、使用賃借権の設定が16件の計68件です。

番号1は、隣接地取得のため、金額100万円で売買するものです。

番号2は、経営規模縮小のため、総額75万円で売買するものです。

番号3は、労力不足のため、総額80万円で売買するものです。

番号4は、借受地取得のため、金額11万3280円で売買するものです。

番号5は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額2万円です。

番号6は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額4万4016円です。

番号7は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額6840円です。

番号8は、耕作不便地のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1482円です。

番号9は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米1200kgです。

番号10は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額4万1481円です。

番号11は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額6058円です。

番号12は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万1642円です。

番号13は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額2万5067円です。

番号14は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額

4万3416円です。

番号15は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額5万2696円です。

番号16は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額17万2240円です。

番号17は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額17万2240円です。

番号18は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額41万4974円です。

番号19は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額4万9046円です。

番号20は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万5000円です。

番号21は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号32は、労力不足のため、総額1万円で売買するものです。

番号33は、労力不足のため、総額5万円で売買するものです。

番号34は、労力不足のため、総額5万円で売買するものです。

番号35は、耕作不便のため、総額9万2300円で売買するものです。

番号36は、労力不足のため、総額3526円で売買するものです。

番号37は、労力不足のため、金額5万円で売買するものです。

番号38は、労力不足のため、金額1万5000円で売買するものです。

番号39は、後継者へ生前一括贈与するものです。

番号40は、労力不足のため、贈与するものです。

番号41、番号42は、自作地相互の交換を行うものです。

番号45は、隣接地取得のため、総額150万円で売買するものです。

番号46は、経営規模縮小のため、総額55万円で売買するものです。

番号47は、借受地取得のため、総額60万円で売買するものです。

番号48は、隣接地取得のため、金額2万4000円で売買するものです。

番号49は、労力不足のため、金額3万円で売買するものです。

番号50は、労力不足のため、総額30万5000円で売買するものです。

番号51は、高齢化のため、金額16万1000円で売買するものです。

番号52は、労力不足のため、総額14万5000円で売買するものです。

番号53は、高齢化のため、金額2万6000円で売買するものです。

番号54は、規模拡大のため、金額43万9440円で売買するものです。

番号 55 は、親から子へ生前贈与するものです。

番号 56 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 5 万 7204 円です。

番号 57 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 1 万 6596 円です。

番号 58 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 8 万 5852 円です。

番号 59 は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 2 万 3600 円です。

番号 60 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 8000 円です。

番号 61 は、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

現在は世帯で 1.5ha ほどの経営地がありますが、譲受人本人が所有する農地はなく、近日中に世帯を移動することから、新規就農としているものです。トラクター、噴霧器、管理機を所有しており、転作でピーマンを作付け予定です。

番号 62 は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号 64 は、借受地取得のため、贈与を受けるものです。

番号 65 は、新規就農のため、贈与を受けるものです。耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 66 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 67 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 68 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米 30 kg です。

以上、68 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第 1 号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長

農地係長 議案書は31ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が343件、使用貸借による権利の設定38件の合計381件となります。

いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成の要請についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書108ページをご覧ください。今回の案件は、5件です。

いずれも所有者不明の農地に係る案件となりますので、経過等を含めて説明いたします。

議案書の申請農地の所有者は、既に死亡しております。

耕作の希望がありましたので探索を実施しましたが、所有者を確知することができない農地であったため、農地法第41条の規定に基づき、令和7年9月4日付で農地中間管理機構である岩手県農業公社にその旨を通知しております。

公社において、同条の規定に基づき、令和7年10月16日付け岩手県知事に対して当該農地を利用する権利の設定に関し裁判申請が行われ、令和7年12月22日付けて裁判がなされています。

この裁判に基づき、公社では利用権の取得手続きを行っているところです。議案書では、所有者と貸付人との貸借設定の部分となります。

公社から借受人への貸付けについては、貸借設定の手続きを行う必要があり、議案書では、貸付人と借受人との貸借設定の部分となります。

本案件ではこの部分について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農業委員会から農地中間管理機構に対して計画作成の要請を行おうとするものです。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号14番千葉孝治委員が番号1に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号1を除き質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号1を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、番号1を除き、原案のとおり決定されました。

議長 次に、番号1に係る農用地利用集積等促進計画作成の要請についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番委員の退席をお願いします。

(10時3分退席)

議長 番号1の質疑に入れます。質疑がありましたが、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 1 については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号の番号 1 については、原案のとおり決定されました。14 番委員の退席を解除します。

(10 時 4 分着席)

議長 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書 108 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 19 件です。

番号 1 は、売買により来客用等駐車場 8 台分及び物置を整備するものです。

番号 2 は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号 3 から番号 16 は関連案件です。売買により宅地分譲 142 区画を整備するもので、非農地を含む総事業面積は 40944.1 m²です。

番号 17 及び番号 18 は関連案件です。売買により従業員等駐車場 9 台分及び資材置場を整備するもので、総事業面積は 778.7 m²です。

番号 19 は、売買により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は 400.64 m²です。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号 1 から番号 2 を 12 月 11 日に鈴木洋一委員、菅原庄郎推進委員と、番号 3 から番号 19 を 12 月 10 日に高橋浩幸委員、佐藤たき子推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号 1 から番号 2 は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号 3 から番号 16 は、今年度の耕作が確認でき、耕作されていない農地につ

いても保全管理されているものと確認いたしました。一部、荒れてしまっている農地もありましたが、今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されたため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号17から番号19は、いずれも草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉でございます。先ほど説明がありました番号3から16までの大型開発ですが、このくらいの面積になると県の許可も必要になってくると思いますが、その辺の関係について教えてください。

(「議長」の声あり)

議長 照井主任。

主任 お答えいたします。おっしゃる通り計画を提出しています。今審査中にはなっています。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 こちらの関係ですけども、事業計画書を拝見すると、道路の幅員など、6メートルの幅員に変更する予定でございます。恐らく、位置指定道路を作る予定だと思われます。開発行為の関係については、県からの委任を受けて市が行うことになっていたと記憶しておりますので、市で完結されるものと考えております。

5番委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 3番から16番にかけてですが、不動産会社が売買で購入し、142区画はかなり大きいものです。住宅が建設された場合、クマの出没への心配、ゴミ出しするにもゴミ集積所が不足しないのかという心配があります。近くに幼稚園もありますので、その辺のところは問題ないのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 お答えいたします。この案件だけでなく、他の案件でも同様なのですが、農地転用の申請があった際には、内容で問題があるかどうかについて、市役所関係課

に照会しています。その際には、特段言及はませんでした。以上です。

22番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可と許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書113ページをご覧ください。今月の案件は、3件です。

番号1は、平成10年頃に物置及び通路等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、昭和57年頃に居宅への進入路を整備して以来、宅地として利用しています。

番号3は、昭和49年頃に工場及び駐車場を整備、平成元年頃に工場等を増築して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号3を12月10日に高橋浩幸委員、佐藤たき子推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のとおりの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第6号、奥州市農業委員会事務局規定の一部改正についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は114ページになります。この規程改正の趣旨ですが、事務局農業振興係の名称を総務係に改めるため、本件規程を一部改正しようとするものです。

施行期日は、令和8年4月1日とするものです。なお、新旧対照表、改廃文及び改正後の規程案につきましては、事前に配布しておりますので、朗読は割愛いたします。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

(閉会 10時15分)